

報道関係者各位

令和3年12月28日

新潟労働局職業安定課

課長 古川 和春 課長補佐 井口 剛

TEL: 025-288-3507 TEL: 025-288-3540 (夜間)

ユースエール認定企業において 新潟県で新たに2社を認定しました！

新潟労働局（局長 ^{いわせ しんや} 岩瀬 信也）では、この度、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）企業として、以下の企業を認定いたしました。

ユースエール認定は、若者の採用・育成に積極的で、離職率、所定外労働時間、有給休暇などについて一定の要件を満たす場合に、厚生労働大臣が認定するものです。認定を受けた企業は、認定マーク（下段に表示）を商品、広告などに付け、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であることをPRできます。

今回認定を受けた企業に対しては、下記のとおり「ユースエール認定通知書交付式」を行います。

<認定事業主>

【12月9日認定】

社会福祉法人新潟さくら会

理事長 伊藤 正実 氏

【12月15日認定】

株式会社アイテック

代表取締役社長 内藤 裕 氏

ユースエール認定マーク

【認定マークの解説】

若葉の形は、若者がやる気に満ちあふれ、腕をふるう姿を、赤い丸はその活力を意味し、若い力で日本の活力を上昇させていくイメージを表現しました。

【愛称（ユースエール）の解説】

若者（youth）を応援する（yellをおくる）事業主というイメージを表現しました。



ユースエール認定通知書交付式

日 時：令和4年1月7日（金）10時00分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館 4階共用会議室

（新潟市中央区美咲町1-2-1）

※ 当日の取材希望がございましたら、事前に職業安定課まで御連絡の上、当日は10時00分までに会場にお越し下さい。

県内のユースエール認定企業一覧

(令和3年12月15日現在: 19社)

新潟労働局職業安定部

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定企業になるには、離職率、労働時間、有給休暇、育児休業などについて、一定の基準をクリアする必要があります。

認定を受けた企業は、自社の商品、広告などに認定マークを表示することで、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。

また、厚生労働省が運営する「若者雇用促進総合サイト」において、全国のユースエール認定企業を掲載し、広くPRを行っています。



【認定マークの解説】

若葉の形は、若者がやる気に満ちあふれ、腕をふるう姿を、赤い丸はその活力を意味し、若い力で日本の活力を上昇させていくイメージを表現しました。

【愛称（ユースエール）の解説】若者（youth）を応援する（yell）をおくる）事業主というイメージを表現しました。

※若者雇用促進総合サイト

【<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/>】



認定年月	企業名	所在地	業種
令和3年12月	株式会社アイテック	長岡市	ソフトウェア業
令和3年12月	社会福祉法人新潟さくら会	新潟市西区	老人福祉・介護事業
令和2年5月	有限会社小林パック工業	三条市	製造業
令和2年2月	山崎醸造株式会社	小千谷市	製造業
令和元年8月	水島鉄工株式会社	阿賀野市	製造業
令和元年8月	株式会社堤組	新潟市南区	建設業
令和元年5月	株式会社東陽理化学研究所	燕市	製造業
平成31年3月	株式会社山木組	村上市	建設業
平成31年1月	株式会社佐文工業所	新潟市江南区	製造業
平成30年12月	新潟電子工業株式会社	新潟市南区	製造業
平成30年7月	株式会社新越ワークス	燕市	製造業
平成30年4月	株式会社マルゴシステム	新潟市中央区	ソフトウェア業
平成30年3月	株式会社笠原建設	糸魚川市	建設業
平成30年1月	社会福祉法人佐渡福祉会	佐渡市	障害福祉業
平成29年12月	株式会社後藤組	糸魚川市	建設業
平成29年11月	マルト鮮魚株式会社	村上市	卸売業
平成29年10月	デビフペット株式会社	新潟市西区	製造業
平成29年6月	日鉄工材株式会社	上越市	製造業
平成28年7月	株式会社新潟ソフトストラクチャ	十日町市	ソフトウェア業



ワークライフバランスを大切に働
きやすい職場づくりをしています

事業内容 特別養護老人ホーム ショートス
テイ デイサービス 居宅介護支
援

会社情報 950-2053 新潟県新潟市西区寺尾
前通2-3-6

○基礎データ

創業	従業員数	平均年齢	平均勤続年	役員・管理職の 女性割合	
2012 年	58 人	43.1 歳	5.7 年	(役員) 66.7 %	(管理職) 71.4 %

○働き方データ

有給休暇の 平均取得実績	月平均所定外労働時間	育児休業取得状況 (直近3事業年度)	
10.2 日	2.7 時間	男性: 0 名	女性: 100.0 %

○募集・定着状況

		2020年度	2019年度	2018年度
募集状況	新卒者等 ※1	○	○	○
	新卒者等 以外 ※2	○	○	○
採用者数 (うち女性)	新卒者等	3 名(2 名)	1 名(1 名)	2 名(0 名)
	新卒者等 以外	1 名(1 名)	1 名(0 名)	3 名(3 名)
離職者数 ※3	新卒者等	1 名	1 名	0 名
	新卒者等 以外	1 名	1 名	0 名

<http://bunsui-ichigonomi.com/>

会社からのメッセージ

先輩社員から

介護が初心者の方も先輩方が優しく丁寧に指導していただき、毎日が楽しく仕事ができるの一言です。介護の資格取得の補助や有給休暇も推奨していてとても働きやすい職場です。

社長から

当法人の理念である「利用者、家族、施設で働く従業員の喜び」この3つの喜び（笑顔）を大切に未来に希望を輝ける法人となるよう日々努力しております。全職員笑顔をもっとに介護に従事しており、福利厚生の実、有給休暇取得推奨しワークライフバランスが両立できる環境作りを行っております。笑顔で活力あふれる職場で皆さんと共に歩んでいきたいと考えています。

求める人材像

介護には技術が大切ですが、私たちは「利用者の喜び、家族の喜び、職員の喜び」が大切です。たくさんの笑顔ができる「喜び」を共有できる方を求めています。

人材育成のための制度

研修制度 あり	自己啓発 支援制度 あり	社内検定 なし	メンター 制度 なし	キャリアコン 制度 なし
------------	--------------------	------------	------------------	--------------------

見学等受入れ

インターン あり	職場見学 あり
-------------	------------

非正規雇用の職場情報 ※4

家庭状況（育児等）考慮し勤務日、
時間は応相談

備考・補足情報

所定外労働時間なし 有給休暇取得推奨 定年希望により70歳まで可

採用情報

事業所番号: 1501-618155-4

[ハローワークインターネットサービス](#)もしくは
[最寄りのハローワーク](#)をご利用ください。

※1 直近3事業年度において正社員として採用した新規学校卒業者、及び新規学校卒業者と同等の処遇を行う既卒者

※2 ※1以外の者で、直近3事業年度において正社員として採用した35歳未満の者

※3 当該年度に採用した者のうち、直近3事業年度に離職した者の数

※4 非正規雇用労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績についての自由記述欄



一緒にITの力でお客様の豊かな暮らしを創造しましょう！

事業内容 主に流通小売業向けソリューション事業/アクシアルリテイリング向けシステム開発事業を展開。食品スーパーに必要なあらゆる業務のシステム開発・導入、運用保守を行っております。

会社情報 940-2112 新潟県長岡市大島本町 3-1-57

長岡駅よりバス10分、降車後徒歩5分

<https://www.itecinc.jp/>

○基礎データ

創業	従業員数	平均年齢	平均勤続年	役員・管理職の女性割合	
2007 年	79 人	36.4 歳	8.1 年	(役員) 0.0 %	(管理職) 0.0 %

○働き方データ

有給休暇の平均取得実績	月平均所定外労働時間	育児休業取得状況（直近3事業年度）	
10.3 日	7.5 時間	男性: 0 名	女性: 0.0 %

○募集・定着状況

		2020年度	2019年度	2018年度
募集状況	新卒者等 ^{※1}	○	○	○
	新卒者等以外 ^{※2}	○	○	○
採用者数（うち女性）	新卒者等	12 名（ 3 名）	3 名（ 0 名）	0 名（ 0 名）
	新卒者等以外	2 名（ 0 名）	1 名（ 0 名）	1 名（ 0 名）
離職者数 ^{※3}	新卒者等	1 名	0 名	0 名
	新卒者等以外	0 名	0 名	0 名

会社からのメッセージ

先輩社員から

私自身、就職活動期間中は、自分の就活のやり方で大丈夫なのか、ただ漠然と不安だったことを覚えています。でも不安に思っているだけでは不安は消えてくれません。どうすれば解消するのか原因を考えて、またその原因の原因を考えていき、一番根っこにある原因を根気強く潰すことが肝心です。不安の原因を潰していく過程で、入りたい企業から内定をもらうために必要なスキルや適性について考える必要が出てくると思います。そうなったら一つずつ、スキルを身に付けてください。そうやって何かを解決しようと問題を切り分けていき、解決しようと色々な考えを巡らせて行動する姿勢は、きっとどんな企業でも役立つことでしょう。

社長から

当社は、アクシアルリテイリンググループのIT企業として、「判断の基準はお客様」を大切に、常に現場のご要望を反映したシステムを構築してきました。これからもIT技術を駆使し、環境を的確に捉え、独自の小売業ノウハウと実績で付加価値の高いサービス提供をおこなってまいります。やる気とチャレンジ精神を持った皆さんからのご応募をお待ちしております。

求める人材像

1. 向上心がある人 2. はっきりした声で挨拶、返事ができる人 3. 何事にもプラス思考で前向きな人

人材育成のための制度

研修制度	自己啓発支援制度	社内検定	メンター制度	キャリアコン制度
あり	あり	なし	なし	なし

備考・補足情報

見学等受入れ

インターン	職場見学
あり	あり

非正規雇用の職場情報^{※4}

採用情報

事業所番号:

[ハローワークインターネットサービス](#)もしくは[最寄りのハローワーク](#)をご利用ください。

※1 直近3事業年度において正社員として採用した新規学校卒業生、及び新規学校卒業生と同等の処遇を行う既卒者

※2 ※1以外の者で、直近3事業年度において正社員として採用した35歳未満の者

※3 当該年度に採用した者のうち、直近3事業年度に離職した者の数

※4 非正規雇用労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績についての自由記述欄

若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



<認定マーク>

Q「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで 重点的 P R を実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的に P R することで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会 などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに 認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による 融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から -0.65% での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、令和3年3月1日現在（期間5年以内） 中小企業事業1.11%、国民生活事業1.86%です。 ※ 貸付期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。



Q どのような企業が認定企業になることができますか？

A 以下の認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

【認定基準】

1	学卒求人※ ¹ など、若者対象の正社員※ ² の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※³ ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※⁴ ・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※⁵
4	右の青少年雇用情報について公表していること ・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※ ⁶
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※ ⁷
9	暴力団関係事業主でないこと
10	風俗営業等関係事業主でないこと
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと

※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。

※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※6 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※7 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。
（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）